

論文

第一類型とリース会計

孔 炳 龍

序

損益計算書と貸借対照表の連携は、損益法と財産法が等しくなるように、収益費用アプローチにせよ、資産負債アプローチにせよ、部分集合を形成することに違いがない。

井上理論では、第一類型と第三類型が、部分集合になっている。部分集合には、損益法を主とし財産法を従とする部分集合である、第一類型と、財産法を主として損益法を従とする部分集合である、第三類型の2通りが考えられる。

第一類型は、収益費用アプローチであり、第三類型は、資産負債アプローチである。本稿は、本来、資産負債アプローチである、リース会計基準が、収益費用アプローチのように読み替えられるカラクリを井上理論と一般意味論から明らかにしていきたいと思っている。

1. 第一類型と第三類型

それでは、井上良二教授による財務会計の計算体系として第一類型を紹介しよう。井上良二教授は、図表1のように、2014年の書籍『財務会計論』までは、財務会計の計算体系を4つに分類していた。

第一類型では、「財産法は損益法の部分集合であるから、損益法に矛盾しないかぎりで存在する。したがって、形態的には、損益法による利益額と財産法による利益額は一致する関係とされている。より、正確には、財産法の損益計算は貸借対照表において独立の計算をするが、その結果は損益法の利益額と必ず一致するように仕組みられている¹」。

1 井上 (2014, p.7)。

図表1 財務会計の計算体系

<p>第一類型：財産法\subset損益法，故に損益法利益＝財産法利益 財産法の利益は損益法の利益に一致する 財務報告目的：損益計算と利害調整 計算体系：取得原価主義会計……企業会計審議会，ASBJ</p>	
<p>第二類型：損益法\subset財産法，故に財産法利益\neq損益法利益 損益法の利益＋その他の包括利益＝財産法の利益 財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる一部の資産等の時価評価と取得原価測定） 計算体系：時価会計（公正価値会計）の(1) FASB & 同Exposure Draft, 及びCon 8, IASB ←-----</p>	
<p>第三類型：損益法\subset財産法，故に財産法利益＝損益法利益 損益法の利益は財産法の利益に一致する 財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる多くの資産等の時価評価。財務業績情報に関して第二類型と異なる。） 計算体系：時価会計（公正価値会計）の(2) ASB (UK) ……過去のIASB -----</p>	現在の方向
<p>第四類型：損益法\subsetかつ\supset財産法，故に財産法利益＝損益法利益 財産法と損益法の利益は一致する 財務報告目的：実体資本維持 計算体系：時価主義会計 ←-----</p>	過去に指向されていた方向
<p>再評価モデルはこの流れともいえる</p>	
<p>類型に関しては市川紀子『米国における財務会計の現代的特質』千葉大学大学院社会文化科学研究科博士論文，2003年によって展開されたものである。ただし，本書では類型及び類型の規定方法に編者（井上）の考えを付加しているので若干の相違がある。</p>	

出所：井上良二他（2014，p.7）。

第一類型を図表で表わすと，次の図表2のようになる。

一方，第三類型は，類型間の関係でいえば，丁度，第一類型の反対になると思われる。時価会計をとらえるみかたとしては，今日の，日本における会計と

図表2 第一類型
損益法が主



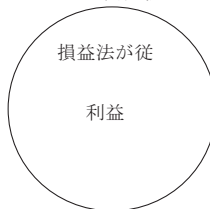
出所：井上（2008）をもとに筆者が作成

の関わりでみすごせないものといえよう。とりわけ、「第三類型では、企業価値の予測にとって有用な将来キャッシュ・フロー予測を可能にする情報の提供が目的とされる。したがって、将来キャッシュ獲得能力の表現あるいは将来キャッシュ支払義務の表現が重要である。そこでの獲得能力は資産、支払義務は負債である。よって、この目的の下では資産・負債アプローチがとられる。したがって、損益計算からの情報は、インカム・ゲイン情報としての意味が全くないということはないが、主として、資源の効率的な利用の評価という意味での業績評価によって将来キャッシュ・フロー予測に役立つことという点で意味を与えられることになる²⁾」と述べられているところは、第一類型と大きく異なることになる。

第三類型を図表で表すと、次の図表3のようになる。

国際会計基準は、現在では、図表4に示されておりように、純利益と共に包括利益を公表するようになったことから、図表1にもあるように第二類型へ向かっていると考えられる。しかしながら、ここでの純利益が問題なのである。米国の当初の純利益と日本基準の純利益では、損益法が主で財産法が従の純利益であるのに対して、国際会計基準での純利益は、財産法が主で損益法が従になっているのである。かような現在の国際会計基準は、第二類型の本来あるべき姿である理念型に近いものと考えられる。いずれにせよ第二類型は、財産法が損益法を含む真部分集合であることから、本稿でとりあげる部分集合の読み替えはなされないと考えられる。

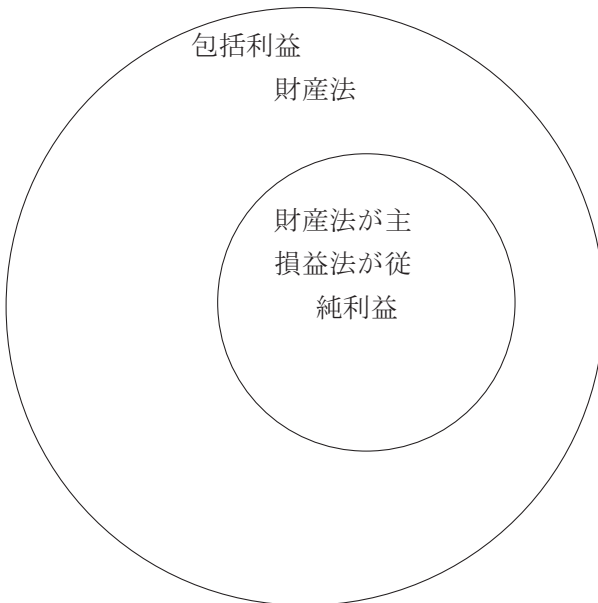
図表3 第三類型
財産法が主



出所：井上（2008）をもとに筆者が作

2 井上（2014，p.14）。

図表4 現在の国際会計基準



出所：井上（2014）をもとに筆者が作成

2. 日本のリース会計基準

日本では、リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に準拠しておこなう。リース取引の結果として借手を使用する物件の中で、所定の条件を満たすものは、借手の有形固定資産として貸借対照表に計上される。

リース取引とは、ある特定の物件の所有者たる貸手と、その物件の借手との間で締結された契約にもとづいておこなわれる、当該物件の貸借の取引をいう。かような取引で借手は、合意されたリース期間にわたりリース物件を使用収益する権利を取得し、合意されたリース料を貸手に支払う義務を負う³。

かようなリース取引には、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引がある。ファイナンス・リース取引とは、リース契約の中途解約が

3 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第4項。

契約上または事実上において不可能であり、かつ、リース物件から生じる経済的利益と使用コストが実質的に借手に帰属することとなるようなリース取引をいう⁴。かような条件を満たさないものは、オペレーティング・リース取引に分類される⁵。

ファイナンス・リース取引は、物件が事実上の所有権が借手に移転すると判断されるか否かにより、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の2つのグループに分類される⁶。

所有権移転ファイナンス・リース取引は、次のような場合に該当する。

- ①契約期間の途中または終了時に物件の法的所有権が契約で明示されている場合
- ②割安購入選択権がついている場合
- ③他の借手には転用できないような特別仕様物件の場合

一方、事実上の所有権が移転しなくても、解約不能とフルペイアウトの条件を満たすものは、所有権移転外ファイナンス・リース取引とされる。所有権移転外ファイナンス・リース取引は、次のような場合に該当する。

- ①解約不能のリース期間中のリース料総額の割引現在価値が、物件を現金で購入する場合の価額の大部分（概ね90%以上）を占める場合
- ②解約不能のリース期間が物件の経済的耐用年数の相当部分（概ね75%）を占める場合

ファイナンス・リース取引の場合、借手からみるならば、法的な契約上はリース物件の賃借とそれに伴う賃借料の支払の形式をとっていても、その経済的な実質は、割賦購入とみなすことができる。つまり、当該物件を購入した後に代金をリース料として長期に分割払いしているのと同じと考えられる。ゆえに、法的形式よりも経済的な実質を重視する実質優先の原則からするならば、

4 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第5項。

5 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第6項。

6 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第8項。

ファイナンス・リース取引は、所有権移転のあるなしにかかわらず、賃貸借取引ではなく、売買取引として処理しなければならない⁷。すなわち、ファイナンス・リース取引の場合、借手は、リース資産を自己の有形固定資産として貸借対照表に計上し、将来のリース期間にわたって支払うべきリース料を評価して負債に計上する。

なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引として会計処理をおこなうのが妥当である⁸。

ファイナンス・リース取引では、通常の売買取引に準じて会計処理される。リース契約の実行時点で借手は、リース物件の使用収益から経済的利益を享受する権利を得たことから、これを資産に計上する。また、借手は、リース期間にわたりリース料を払い続ける義務を負担することになることから、これを評価して負債に計上しなければならない⁹。この場合、リース資産とリース債務の評価額は、リース料総額から利息相当額を控除して算定しなければならない¹⁰。

利息相当額を控除した後のリース資産の取得原価は、取引の種類などに応じて、次の図表5のように決定される。

図表5 リース資産の取得原価

	所有権移転の取引	所有権移転外の取引
貸手の購入価額が明らかな場合	貸手の購入価額	貸手の購入価額と、リース料総額の割引現在価値のいずれか低い方
貸手の購入価額が不明の場合	借手の見積現金購入価額と、リース料総額の割引現在価値のいずれか低い方	

出所：桜井 (2019, p. 195)

7 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第9項。

8 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第15項。

9 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第10項。

10 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第11項。

第一類型とリース会計

リース会社は、物件の購入価額に所定額を加算してリース料を決定する。その加算額は、リース会社が提供する金融機能への報酬としての利息相当額であることから、利息控除後の額に相当するのは、リース会社による物件の購入価額である。もし、リース物件の借手がこれを知ることができないならば、借手自身が同じ物件を現金で購入すると仮定して見積もった購入価額で代用すればよい。利息控除後の評価額は、また、将来キャッシュ・フローの割引現在価値の考え方を利用して、リース料総額の割引現在価値としても計算できる。この場合、割引率としては、貸手の計算利子率である、リース料総額と見積残存価額の割引現在価値が貸手によるリース物件の購入価額と等しくなるような利子率を用いるのが合理的である。これを知ることができない場合、借手の追加借入利子率である、借手が現時点で借入をおこなう場合に用いられる利子率を適用してもよい。

借手が有形固定資産として計上したリース資産については、通常の購入や自家建設で取得したものと同一ように、決算ごとに減価償却がおこなわれる。また、リース料の支払の都度、リース債務の減少を記録する。ただし、支払リース料には、リース債務の元金返済部分と、利息相当額の両方が含まれることから、これらを区別して処理する。利息相当額は、利息法で計算するのが原則である¹¹。

3. 国際会計基準のリース会計基準

IASBは、2016年1月にIFRS16「リース」を公表した。IFRS16は、リースの認識、測定、表示および開示に関する原則を定めている。IFRS16は、2019年1月以降に開始する事業年度から適用される¹²。

契約の開始時に、企業は、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかを判定しなければならない¹³。契約が特定された資産の使用を支配

11 リース取引に関する会計処理は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第11項。

12 IFRS15「顧客との契約から生じる収益」を適用している場合、早期適用も認められる。

13 IFRS16.9。

する権利を一定期間にわたって対価と交換に移転する場合、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいる¹⁴。契約にリース構成部分（原資産の使用権に関する部分）と非リース構成部分（サービスに関する部分）が含まれている場合、企業は区分して会計処理しなければならない¹⁵。なお、借手において、実務上の便法として、これを区分せずに、単一のリース構成部分として会計処理することも認められる¹⁶。

リース負債およびリース債権の測定にあたって、借手と貸手はリース期間を決定しなければならない。リース期間は、リース解約不能期間に(a)行使することが合理的に確実な延長オプション期間と(b)行使しないことが合理的に確実な解約オプション期間を合わせた期間となる¹⁷。

リース開始日において、借手は、適用除外のリースを除くすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表わす使用権資産と、原資産の使用権に対するリース料の支払義務を表わす負債を認識しなければならない¹⁸。

リース開始日において、借手は使用権資産を取得原価で測定しなければならない¹⁹。使用権資産の取得原価は、(a)リース負債の当初測定額(b)リース開始日以前に支払ったリース料から受取ったリース・インセンティブを控除した額、(c)借手に発生した初期直接コスト、および(d)原状回復費用の見積額で構成される²⁰。

リース開始日において、借手はリース負債を同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しなければならない²¹。リース料の現在価値はリースの計算利率を用いて測定し、リースの計算利率を容易に算定できない場合は借手の追加借入利率を用いて算定する²²。

14 IFRS16. 9。

15 IFRS16. 12。

16 IFRS16. 12。

17 IFRS16. 18。

18 IFRS16. 22。

19 IFRS16. 23。

20 IFRS16. 24。

21 IFRS16. 26。

22 IFRS16. 26。

リース開始日後、借手は、IAS40「投資不動産」の公正価値モデルとIAS16の再評価モデルのいずれかを適用する場合を除き、使用権資産を原価モデルで測定しなければならない²³。取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を差引いて、リース負債が再測定された場合にはこれに伴う調整額を加減する²⁴。

リース期間の終了時までには原資産の所有権が移転する場合、または、使用権資産の取得原価が借手の購入オプション行使を反映している場合、借手は使用権資産をリースの開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却する²⁵。それ以外の場合には、リースの開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い時点まで使用権資産の減価償却をおこなう。この場合、減価償却の方法は、IAS16の定めに従う²⁶。なお、使用権資産には、IAS36「資産の減損」に規定されたリース会計が適用される²⁷。

リースの開始日後、借手は(a)リース負債に係る利息を反映するように帳簿価額を増額し、(b)支払ったリース料を反映するように帳簿価額を減額して、リース負債を測定しなければならない²⁸。リース期間中の各期間におけるリース負債に係る利息は、リース負債の残高に対してリースの計算利率（または借手の追加借入利率）を乗じた金額であり、借手は、これを純損益に認識する²⁹。また、リース負債の測定に含めなかった変動リース料も、当該変動リース料が発生する契機となった事象または状況が生じた期間において純損益に認識する³⁰。

使用権資産とリース負債は、財政状態計算書に他の資産または負債と区分して表示する³¹。区分表示しない場合には、どの表示科目に使用権資産とリース

23 IFRS16. 29。

24 IFRS16. 30。

25 IFRS16. 32。

26 IFRS16. 31。

27 IFRS16. 33。

28 IFRS16. 36。

29 IFRS16. 37, 38。

30 IFRS16. 38。

31 IFRS16. 38。

負債が含まれているかを注記しなければならない³²。投資不動産の定義を満たす使用権資産は、投資不動産として表示する³³。

リース負債に係る利息費用と使用権資産の減価償却費は、純損益およびその他の包括利益計算書に区分して表示する³⁴。

IFRS16は、次の事項の開示を要求している。

①定量的情報³⁵

- (a) 使用権資産の減価償却費（原資産の種類別）
- (b) リース負債に係る利息費用
- (c) 短期リースに係る費用
- (d) 少額資産のリースに係る費用
- (e) リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用
- (f) 使用権資産のサブリースから生じる収益
- (g) リースに係るキャッシュ・アウト・フローの合計額
- (h) 使用権資産の増加
- (i) セール・アンド・リースバック取引から生じた利得または損失
- (j) 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額（原資産の種類別）

②リース負債の満期分析³⁶

③開示目的を達成するための追加的情報³⁷

- (a) 借手のリース活動の性質
- (b) 借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウト・フローのうち、リース負債の測定に反映されていないもの
- (c) リースにより課されている制限または特約
- (d) セール・アンド・リースバック取引

IFRS16における貸手の会計処理は、IAS17を実質的に踏襲している。貸手

32 IFRS16. 47。

33 IFRS16. 47。

34 IFRS16. 48。

35 IFRS16. 49。

36 IFRS16. 53, 54。

37 IFRS16. 58。

は、リースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類し³⁸、ファイナンス・リースは、正味リース投資未回収額に等しい金額でリース債権を認識し³⁹、リース期間にわたりリース債権に係る金融収益を認識する⁴⁰。オペレーティング・リースは、リース料を定額法または他の規則的な方法で収益として認識し⁴¹、オペレーティング・リースに係る原資産の減価償却をおこなう⁴²。また、オペレーティング・リースに係る原資産を、その性質に応じて財政状態計算書に表示する⁴³。

IFRS16は、次の事項の開示を要求している。

①定量的情報⁴⁴

(a) ファイナンス・リースに関する

(i) 販売損益

(ii) 正味リース投資未回収額に対する金融収益

(iii) 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益

(b) オペレーティング・リースに係るリース収益

②ファイナンス・リース⁴⁵

(a) 正味リース投資未回収額の帳簿価額の著しい変動についての定性的および定量的説明

(b) リース料債権の満期分析

③オペレーティング・リース⁴⁶

(a) オペレーティング・リースに係る原資産

(b) リース料の満期分析

38 IFRS16. 61。

39 IFRS16. 67。

40 IFRS16. 75。

41 IFRS16. 81。

42 IFRS16. 84。

43 IFRS16. 84。

44 IFRS16. 90, 91。

45 IFRS16. 93, 94。

46 IFRS16. 95-97。

④開示目的を達成するための追加的情報⁴⁷

- (a) 貸手のリース活動の性質
- (b) 原資産に対して保持している権利に関連するリスクの管理方法

4. リース会計の操作的定義

物理学や料理の本でよく採用されている定義に操作的定義がある。どうすれば、外在的に体験できるかの方法を示すやり方である。たとえば、オムレツとは、「溶きほぐした卵を塩・胡椒で調味し、肉・野菜などの材料を卵に混ぜ混んだり、卵に包み込んだり、または何も加えない状態で、紡錘形に焼いた料理」と説明すれば、作ることが可能なので正確に伝わる。かような定義法を操作的定義という。

人々は会話のコミュニケーションの中で、はしばしば早まった断定を導く。「たまたま中国人にアパートの一室を貸したら、夜中に大声でパーティーを楽しみ、近所から苦情が来るようなことが複数回あったというような経験をすると、『もう二度と中国人には部屋を貸さない』という家主も出てきたりする⁴⁸」。このようなことは偏見や差別も実はかような思いこみによることが多い。

かような事態を回避するために、Korzybski教授が提唱しているのは、「見出し番号」をつける方法である。中国人も、中国人1、中国人2、中国人3、そして中国人4……というようにすることによって、それぞれ異なることを明らかにするのである。

それでは、抽象レベルの混同について試してみよう。図表6は、ユダヤ人のミラー氏に対する偏見を簡潔に表わしている。ミラー氏はユダヤ人である。そのミラー氏について、「金銭的のがめつい人」とみなす抽象レベルの混同がこの図表6によって示されている。この図表6は、偏見や差別の形成過程を説明している。

偏見とまではいかないもので、会計学上では、リース会計についてのそれぞれが思い浮かべる観念がある。たとえば、リース会計について、それが資産負債アプローチによるものであるとみなすこともできる。しかしながら、リース

47 IFRS16. 92。

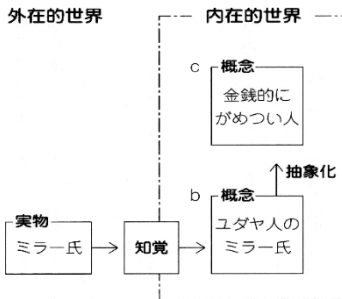
48 藤澤 (2011, p. 127)。

第一類型とリース会計

会計も、日本基準と国際会計基準では異なるものである。リース会計が資産負債アプローチか否かを論じる場合、リース会計が異なる点に気をつけなければならない。

図表7は、企業の財務諸表（言語的世界）と会計学者の内在的世界の1つの例を表わしている。たとえば、リース会計といった場合、いかなる内容を意味するのか。日本の場合、資産負債アプローチのリース会計を収益費用アプローチ

図表6 偏見と差別

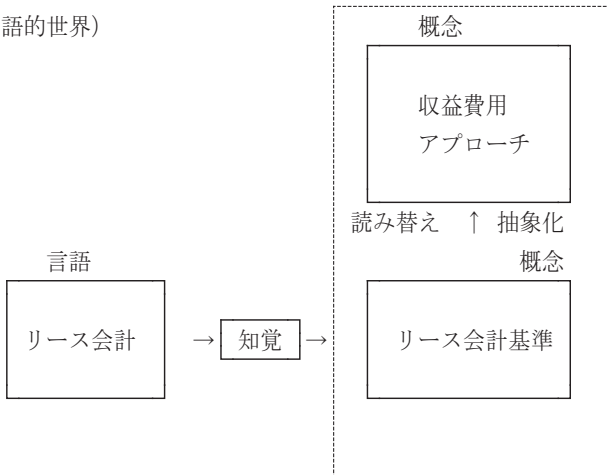


出所：藤澤（2011, p. 137）

図表7 抽象のレベルの混同（リース会計）

外在的世界
（言語的世界）

内在的世界



出所：筆者が藤沢教授の図をもとにリース会計に適用し作成したもの

チに読み替えたリース会計を思い浮かべるものがあると思われる。もちろん、そうではなく、国際会計基準のように、資産負債アプローチのリース会計を考えるものもいよう。

したがって、ここで、収益費用アプローチにおけるリース会計と資産負債アプローチにおけるリース会計を操作的に明らかにする必要があるのであるが、日本基準と国際会計基準は先述した通りである。リース会計といっても、資産負債アプローチの国際会計基準と、部分集合であることから収益費用アプローチに読み替えられた日本基準とは、明らかに異なるのである。

5. 読み替えのロジック

収益費用アプローチと資産負債アプローチの違いは、井上理論であれば、損益法を主とするか財産法を主とするかの相違となる。しかるに、真部分集合であるならば、明らかに、収益費用アプローチと資産負債アプローチは異なることになるのであるが、部分集合でイコールの関係である場合、そこに、読み替えのロジックが介入する可能性が出てくるのである。つまり、部分集合でイコールの関係である場合、たとえ、財産法が主で損益法が従であっても、損益法の側面からみることが可能なのである。まさに、部分集合では、損益法と財産法がイコールになる。そこに読み替えのロジックがあるのである。損益法と財産法がイコールということは、損益法が主であり、財産法が従であろうが、財産法が主であり、損益法が従であろうが、みかたを替えれば、同じになるのである。財産法が主で、損益法が従である、会計基準も、あたかも、損益法が主で財産法が従のような読み替えを、部分集合は、可能にするのである。

本来、資産負債アプローチであるリース会計を説明するさいに、損益法が主で財産法が従である日本基準のリース会計のように、収益費用アプローチに読み替えて説明できるのは、損益法と財産法がイコールである部分集合であることから可能なのである。まさに、読み替えがなされているのである。

かねてよりの資産負債アプローチの影響を、日本の会計基準は、部分集合の読み替えのように、うまくかわしてきたのである。本稿で取り上げたリース会計基準は、表向きは、資産負債アプローチということを示唆しているものの、財産法を主として、損益法を従とする当期純利益の仕組みを、損益法からみるという読み替えにより、損益法が主で財産法が従である収益費用アプローチで

説明されているのである。それは、ある意味、部分集合におけるイコールの関係がなせる技であったのである。しかるに、現在、IFRSで採用されているリース会計基準は、収益の認識基準のようにより、財産法の色合いの濃いものである。もちろん、それでもイコールの関係である限り、読み替えは可能なのである。しかしながら、日本における連結財務諸表における包括利益のように、真部分集合で財産法が損益法を含んでいる場合、かような読み替えはもはや通用しないと考えられる。まさに、読み替えの牙城は、部分集合なのである。

先述のように、リース会計の場合、現在、日本基準と国際会計基準では明らかに相違するが、日本基準は、かつての国際会計基準と比較すると、それほど違いはない。かつての国際会計基準のリース会計が、財産法を主とし、損益法を従とする、資産負債アプローチをとっていたとするならば、日本基準も、資産負債アプローチをとっていることは否定できない。しかしながら、現行の日本のリース会計基準が、骨抜きになっていることはよく知られている。つまり、300万円以下のものには適用されず、中小企業にも適用されないのである。さすれば、日本の多くの企業では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、借手において、賃貸借取引のままであり、損益法を主とし、財産法を従とする収益費用アプローチがとられているのである。また、一步退いて、上場企業の大企業では、資産負債アプローチをとっているとしたりとしても、この場合も、部分集合のイコール関係から、リース取引は、割賦購入と類似した取引として、従来からの会計で説明するものが少なくないのである。

おわりに

リース会計について、本稿では、損益法を主とし、財産法を従とする日本基準と、財産法を主とし、損益法を従とする国際会計基準とで比較することにより、その相違を、井上理論により明らかにしてきた。そしてかように、同じリース会計という用語を用いても、その内容は似て非なるものであることを一般意味論から明らかにしている。かように、リース会計について、収益費用アプローチとして説明する試みが日本でおこなわれてきたのは、まさに、部分集合のなせる技であることを明らかにしてきた。かような試みは、リース会計のみならず、減損会計や棚卸資産会計などにおいてもなされている。減損会計と棚卸資産会計については、今後、明らかにしていきたいと思う。

引用・参考文献

(日本文献)

井上良二『財務会計論』税務経理協会, 2008年。

井上良二編『財務会計論 改訂版』税務経理協会, 2014年。

桜井久勝『財務会計講義 第17版』中央経済社, 2016年。

藤澤伸介『言語力 認知と意味の心理学』新曜社, 2011年。

(外国文献)

Hayakawa, S.L., *Languge in Thought and Action, Fourth Edition*, Jovanovich, Inc, 1978.

Korzybski, Alfred., *Science and Sanity: An Introduction to Non-Aristotelian Systems and General Semantics*. Lancaster, Pa.: Science Press Printing Company. 1933

(会計基準等)

企業会計基準委員会「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号) 2007年。

IASB, IFRS Standard 16 Leases, 2016。